

「生きる」を創る。



アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



○アフラックのホームページ(<https://www.aflac.co.jp/>)上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。

○冊子の「ご契約のしおり・約款」のように保管する必要がありません。

相談・照会・苦情などのご連絡先

ご相談・契約内容の照会・各種お問い合わせならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

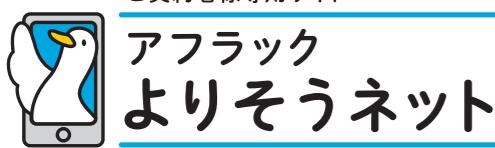
アフラック
コールセンター

通話料
無 料

0120-5555-95

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます



ご契約者様専用サイト
アフラック よりそうネット

ご登録はとってもカンタン!
まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。
かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。



《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「疾病・医療保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にございますのでお問い合わせください。

ご契約後、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは
<募集代理店>

●本冊子に記載の保障内容および保険料などは、2025年
12月22日現在のものです。

●本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことを
いいます。

●契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日
現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社>

Aflac
アフラック

アフラックは代理店制度を採用しています。

募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。

詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

保存版



「本冊子」や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01~31

01	「ほしい安心で「生きる」を彩る保険 あんしんパレット」の特長	01
02	契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	06
03	給付金のお支払いなど	10
04	契約者配当金・解約払戻金・払戻金	24
05	保険料の払込方法	26
06	保険料払込経路(契約日など)	27
07	保険料に関する留意事項	29
08	お引受けの条件	30
09	特約の更新・継続	31

注意喚起情報

P.32~42

01	反社会的勢力に該当する場合	32
02	お申込みの撤回または解除	33
03	告知義務	34
04	保障の開始	35
05	お支払いできない場合	37
06	給付金・保険金などのご請求	38
07	ご契約の無効および失効・復活	39
08	解約と解約払戻金	40
09	新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し	40
10	ご契約内容の見直し方法	41
11	保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	42
12	相談・照会・苦情の窓口	42

その他重要事項

P.43~45

01	個人情報の取扱い (保険契約者および被保険者の皆様へ)	43
02	医療費助成制度	43
03	「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い	44
04	ダックの頼れるサービス	45

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

ご契約に際しては**注意喚起情報**のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

01 「ほしい安心で「生きる」を彩る保険 あんしんパレット」の特長

- 「ほしい安心で「生きる」を彩る保険 あんしんパレット」(以下、「あんしんパレット」といいます)は、医療保険が初めての方もご加入中の方も、必要な保障を特約1つから^(*)選んで備えられる医療保険です。また、「ダックの頼れるサービス」では、日々の健康づくりや治療時の悩み、介護や老後の心配事に対し、その時々で必要なサービスをご提供します。
- 持病・既往症などがある方でも、所定の告知事項に該当しない場合は、「引受基準緩和特則」を付加することにより、割増された保険料で、お申込みいただけます。または、「引受基準緩和特則」を付加せずに、当社が指定した特定の疾病・部位について所定の期間を保障しないなどの条件でお引受けできる場合があります。

(*)当社所定の条件により、単独加入できない特約や組み合わせがあります。詳しくはP.03をご確認ください。

►ダックの頼れるサービスについて、詳しくは「その他重要事項 P.45」をご確認ください。

次ページへ続く

◀ 前ページからの続き

「あんしんパレット」について

「あんしんパレット」の保障の内容は、選択した特約・特則によって決まります。なお、特則のみのお申込みはできません。

付加可能な保障

※当社所定の条件により、単独加入できない特約や組み合わせがあります。
詳しくは [P.03](#) をご確認ください。

販売名称	正式名称
治療給付金特約	治療給付金特約[2025] 三大疾病支払月数無制限延長特則 健康祝金特則
三大疾病支払月数無制限延長特則	
健康祝金特則	
入院特約	入院特約[2025] 初期入院10日給付特則 三大疾病支払日数無制限延長特則
初期入院10日給付特則	
三大疾病支払日数無制限延長特則	
三大疾病入院特約	三大疾病入院特約[2025]
通院特約	通院特約[2025]
三大疾病通院特約	三大疾病通院特約[2025]
入院一時金特約	入院一時金特約[2025]
手術・放射線治療給付金特約	手術・放射線治療給付金特約[2025]
総合先進医療特約	総合先進医療特約[2025]
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約[2025]
がん・上皮内新生物不担保特則	がん・上皮内新生物不担保特則
介護・認知症・障害一時金特約	介護・認知症・障害一時金特約[2025]
保険料払込免除特約	保険料払込免除特約[2025]
介護・認知症・障害保障特則	介護・認知症・障害保障特則
女性疾病入院特約	女性疾病入院特約[2025]
女性特定手術特約	女性特定手術特約[2025]
子ども特定感染症保障特約	子ども特定感染症保障特約[2025]
ケガの特約	傷害特約[組立型総合医療保険]
終身特約	終身特約[低解約払戻金2025]



販売名称:あんしんパレット

正式名称:組立型総合医療保険[2025]

「あんしんパレット」のご契約時の条件

当社所定の条件により、単独加入できない特約や組み合わせがあります。

- 以下の対象特約については、同時に申込みができない特約があります。

対象特約	同時に申込みできない特約
治療給付金特約[2025]	・入院特約[2025]（「初期入院10日給付特則」付） ・入院一時金特約[2025] ・手術・放射線治療給付金特約[2025]
入院特約[2025] （「初期入院10日給付特則」付）	・治療給付金特約[2025] ・入院一時金特約[2025]
入院一時金特約[2025]	・治療給付金特約[2025] ・入院特約[2025]（「初期入院10日給付特則」付）
手術・放射線治療給付金特約[2025]	・治療給付金特約[2025]

- 以下の条件での申込みはできません。

- ・「保険料払込免除特約[2025]」のみ
- ・「傷害特約[組立型総合医療保険]」と「保険料払込免除特約[2025]」のみ
- ・「終身特約[低解約払戻金2025]」のみ
- ・「終身特約[低解約払戻金2025]」と「保険料払込免除特約[2025]」のみ

※当社の「医療保険」をご契約されていない場合(*1)、上記に加えて、「手術・放射線治療給付金特約[2025]」(*2)
「総合先進医療特約[2025]」「傷害特約[組立型総合医療保険]」については単独での申込みや、それをお組み合わせでの申込みはできません。あわせて以下のいずれかの特約のお申込みが必要となります。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ・治療給付金特約[2025] | ・三大疾病一時金特約[2025] |
| ・入院特約[2025] | ・介護・認知症・障害一時金特約[2025] |
| ・三大疾病入院特約[2025] | ・女性疾病入院特約[2025] |
| ・通院特約[2025] | ・女性特定手術特約[2025] |
| ・三大疾病通院特約[2025] | ・子ども特定感染症保障特約[2025] |
| ・入院一時金特約[2025] | ・終身特約[低解約払戻金2025] |

(*1) お申込みいただくご契約と同一契約者・同一被保険者である医療保険のご契約がない場合のことをいいます。

(*2) 「手術・放射線治療給付金特約[2025]」については、「治療給付金特約[2025]」と同時に申込みいただくことはできません。

◀前ページからの続き

「あんしんパレット」しくみ図

給付金額などには所定の条件がありますので、詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

● プランに組み込まれた保障 ○ 付加可能な保障

※当社所定の条件により、単独加入できない特約や組み合わせがあります。詳しくは P.03 をご確認ください。

特約・特則名称	給付金・保険金など	しっかり充実医療	ていばん医療	ほしのとこだけ医療	保険期間
治療給付金特約[2025]	治療給付金	●	—	○	終身
三大疾病支払月数無制限延長特則	三大疾病無制限延長治療給付金	○	—	○	
健康祝金特則(*1)	健康祝金	○	—	○	
入院特約[2025]	疾病入院給付金 災害入院給付金	○	●	○	
初期入院10日給付特則		—	(*2) (*3)	○	
三大疾病支払日数無制限延長特則	三大疾病無制限延長入院給付金	○	○	○	
三大疾病入院特約[2025]	三大疾病入院給付金	○	○	○	
通院特約[2025]	通院給付金	(*3)	(*3)	○	
三大疾病通院特約[2025]	三大疾病通院給付金	○	○	○	
入院一時金特約[2025]	入院一時金	—	○ (*2)	○	
手術・放射線治療給付金特約[2025]	手術・放射線治療給付金	—	● (*3)	○	10年満期 自動更新
総合先進医療特約[2025]	先進医療給付金	(*3)	(*3)	○	
三大疾病一時金特約[2025]	三大疾病一時金	○	○	○	
がん・上皮内新生物不担保特則		○	○	○	
介護・認知症・障害一時金特約[2025]	介護・認知症・障害一時金	○	○	○	終身
保険料払込免除特約[2025]	保険料払込免除	○	○	○	— (*5) がん・上皮内新生物の保障 (待ち期間)あり
介護・認知症・障害保障特則		○	○	○	
女性疾病入院特約[2025]	女性疾病入院給付金	○	○	○	終身
女性特定手術特約[2025]	女性手術給付金 女性特定手術給付金 乳房再建給付金	○	○	○	10年満期 自動更新 乳房に関する保障 (待ち期間)あり
子ども特定感染症保障特約[2025]	子ども特定感染症治療給付金 子ども特定感染症入院一時金	○	○	○	1年満期 自動更新 子ども特定感染症の保障 (待ち期間)あり
傷害特約 〔組立型総合医療保険〕	特定損傷給付金 災害通院給付金	○	○	○	1年満期 継続
終身特約 〔低解約払戻金2025〕	特約死亡保険金 特約高度障害保険金	○	○	○	終身

組立型総合医療保険[2025]

■子育て応援医療

特約・特則名称	給付金など	子育て応援医療	保険期間
子ども特定感染症保障特約[2025]	子ども特定感染症治療給付金 子ども特定感染症入院一時金	●	1年満期 自動更新 子ども特定感染症の保障 (待ち期間)あり
傷害特約〔組立型総合医療保険〕	特定損傷給付金 災害通院給付金	(*3)	1年満期 継続
保険料払込免除特約[2025]	保険料払込免除	○	— (*5) がん・上皮内新生物の保障 (待ち期間)あり
介護・認知症・障害保障特則	○	○	

(*1)被保険者が90歳となる年单位の契約応当日 **用語** の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。

(*2)「入院特約(「初期入院10日給付特則」付)」と「入院一時金特約」は同時に申込みいただくことはできません。

(*3)ご希望により、保障を取り外すことができます。

(*4)「三大疾病一時金特約」に「がん・上皮内新生物不担保特則」を付加した場合は、がん・上皮内新生物の保障がないため、**待ち期間**はありません。

(*5)保険料払込免除となる期間は、保険料払込免除対象となる特約の保険料払込期間となります。

▶ **自動更新** **継続**について、詳しくは **09 特約の更新・継続** P.31 をご確認ください。▶ **待ち期間**について、詳しくは **注意喚起情報** P.35~36 をご確認ください。

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項



「契約応当日」とは

ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容(保険期間、保険料払込期間)は、以下のとおりです。

正式名称	保険期間	保険料払込期間
治療給付金特約[2025] 入院特約[2025] 三大疾病入院特約[2025] 通院特約[2025] 三大疾病通院特約[2025] 入院一時金特約[2025] 手術・放射線治療給付金特約[2025] 三大疾病一時金特約[2025] 介護・認知症・障害一時金特約[2025] 女性疾病入院特約[2025] 終身特約[低解約払戻金2025]	終身	終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済 5年払済 10年払済
保険料払込免除特約[2025]	—— (*1)	——
総合先進医療特約[2025] 女性特定手術特約[2025]	10年満期 (*2)(*3)	10年 (*3)
子ども特定感染症保障特約[2025] 傷害特約[組立型総合医療保険]	1年満期 (*2)	1年

(*1) 保険料払込免除となる期間は、保険料払込免除対象となる特約の保険料払込期間となります。

(*2) 所定の年齢まで保障を継続することができます。詳しくは [P.31](#) をご確認ください。

(*3) 保険期間が終身の特約と同時に申込みいただく場合で、保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき、保険期間および保険料払込期間は保険期間が終身の特約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は10年で自動更新となります。

►保険料払込期間については、[05 保険料の払込方法 P.26~27](#) をあわせてご確認ください。

►特約の更新・継続について、詳しくは [09 特約の更新・継続 P.31](#) をご確認ください。

■契約年齢について

●保険期間が終身の特約について

契約年齢の範囲は保険料払込期間によって異なります。

※「引受基準緩和特則」を付加した場合、契約年齢の下限は満20歳からとなります。

正式名称	保険料払込期間							
	終身払	終身払 (60歳半額)	終身払 (65歳半額)	60歳払済	65歳払済	2年払済	5年払済	10年払済
治療給付金特約[2025] 入院特約[2025] 三大疾病入院特約[2025] 通院特約[2025] 三大疾病通院特約[2025] 入院一時金特約[2025] 手術・放射線治療給付金特約[2025] 三大疾病一時金特約[2025] 介護・認知症・障害一時金特約[2025] 女性疾病入院特約[2025] 終身特約[低解約払戻金2025]	0歳 満85歳(*4)	0歳 満55歳(*5)	満6歳 満60歳(*5)	0歳 満55歳(*5)	0歳 満60歳(*5)	0歳 満85歳(*4)	0歳 満85歳(*4)	0歳 満85歳(*4)
保険料払込免除特約[2025]	満18歳 満79歳	満18歳 満55歳	満18歳 満60歳	満18歳 満55歳	満18歳 満60歳	満18歳 満79歳	満18歳 満79歳	満18歳 満79歳
総合先進医療特約[2025] 女性特定手術特約[2025]	満3歳 満85歳(*4)	満3歳 満55歳(*5)	満6歳 満60歳(*5)	満3歳 満55歳(*5)	満3歳 満60歳(*5)	満3歳 満85歳(*4)	満3歳 満85歳(*4)	満3歳 満85歳(*4)
子ども特定感染症保障特約[2025] 傷害特約[組立型総合医療保険]	——	——	——	——	——	——	——	——

●保険期間が定期の特約について

契約年齢の範囲は保険料払込期間にかかわらず、一律です。

※「引受基準緩和特則」を付加した場合、契約年齢の下限は満20歳からとなります。

正式名称	契約年齢
総合先進医療特約[2025]	0歳～満85歳(*4)
女性特定手術特約[2025]	満15歳～満70歳(*5)
子ども特定感染症保障特約[2025]	0歳～満18歳(*6)
傷害特約[組立型総合医療保険]	0歳～満85歳(*4)

(*4) 「保険料払込免除特約(「介護・認知症・障害保障特則」付)」を付加した場合、契約年齢は満18歳～満79歳となります。

(*5) 「保険料払込免除特約(「介護・認知症・障害保障特則」付)」を付加した場合、契約年齢の下限は満18歳からとなります。

(*6) 「保険料払込免除特約(「介護・認知症・障害保障特則」付)」を付加した場合、契約年齢は満18歳のみとなります。

◀前ページからの続き

■「特別条件特則」について

- ・持病・既往症などがある方について、被保険者の健康状態により、以下の条件でご契約をお引受けできる場合があります。
- ・当社が指定した特定の疾病・部位について所定の期間を保障しない条件
- ・特定の高度障害状態に該当したときに保障しない条件
- ・本特則のみを解約することはできません。

■「引受基準緩和特則」について

- ・持病・既往症などがある方でも、所定の告知事項に該当しない場合は、本特則を付加することで、お申込みいただけます(「介護・認知症・障害一時金特約」「保険料払込免除特約(「介護・認知症・障害保障特則」付)」「女性特定手術特約」「子ども特定感染症保障特約」はお申込みいただけません)。
- ・契約年齢が満20歳未満の場合、本特則は付加できません。
- ・告知事項にすべて当てはまらない場合でも、ご職業や既にご契約の医療保険・医療特約の治療給付金・入院給付金や死亡保障保険・死亡保障特約の死亡保険金などとの通算、給付請求歴などによってはご契約をお引受けできない場合があります。
- ・本特則は、健康上の理由(持病・既往症など)で通常の保険にご加入いただけない方のための特則です。引受基準を緩和したことにより、本特則を付加しない場合に比べて保険料が割増されています。
- ・被保険者の健康状態について詳細な告知をいただくことで、本特則を付加せず、割増されていない保険料でご契約をお引受けできる場合があります。
- ・本特則を付加してお申込みいただく場合でも、「ケガの特約」には本特則は付加されません。
- ・本特則のみを解約することはできません。
- ・本特則が付加された場合、本特則が付加されていない場合と比較してつぎの点が異なります。

●既往症の取扱いについて

既往症が責任開始期以後に悪化して入院などをした場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院などによる治療を受けることが必要であると医師によって判断されたときは、責任開始期以後に開始したその入院などは責任開始期以後に発病した疾患によるものとみなします。

●保険料の払込免除について

不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になった場合には、その後の保険料のお払込みを免除します(ただし、「ケガの特約」については保険料のお払込みが免除されないため、引き続き保険料のお払込みが必要となります)。

※疾病によって高度障害状態に該当した場合は保険料のお払込みは免除されません。

▶▶詳しくは [07 保険料に関する留意事項 P.29](#) をご確認ください。

●「終身特約」の保障内容について

「終身特約」は特約死亡保険金の保障のみとなり、特約高度障害保険金の保障はありません。

■「リビング・ニーズ特約」について

- 「終身特約」と同時に、「リビング・ニーズ特約」を付加することができます。
- 被保険者の余命が6か月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

▶▶詳しくは [しおり「リビング・ニーズ特約」について](#) をご確認ください。

■「指定代理請求特約(代理人による請求)について

- 被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶詳しくは [しおり「指定代理請求特約」について](#) をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。ただし、つぎの保障については保障の開始までに [待ち期間](#) があります。

●保障の開始までに3か月の [待ち期間](#) がある保障

- ・「三大疾病一時金特約」(*「保険料払込免除特約」のがん・上皮内新生物の保障
- ・「女性特定手術特約」の乳房に関する保障

(*「がん・上皮内新生物不担保特約」を付加した場合は、がん・上皮内新生物の保障がないため、[待ち期間](#) はありません)。

●保障の開始までに1か月の [待ち期間](#) がある保障

- ・「子ども特定感染症保障特約」の子ども特定感染症の保障

▶▶保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.35~36](#) をご確認ください。

■「電子証券に関する特約」について

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引受けしても紙の「保険証券」は発行せず、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそなネット」にて、電子証券を発行し、ご契約の内容を表示します。

▶▶詳しくは [しおり 保険証券などについて](#) をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶参照 しおり 「あんしんパレット」について

支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などの給付金額・保険金額が記載されているページをご確認ください。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
治療給付金特約 [2025]	治療給付金	病気またはケガによって、つぎの①から③のいずれかに該当したとき ①入院をしたとき ②つぎのいずれかの手術を受けたとき (ア) 所定の手術を受けたとき (イ) 責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、骨髓幹細胞の採取術を受けたとき ③所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	支払事由に該当する日を含む月ごとに特約給付金額ただし、外来による②(ア)の手術のみを受けた月は特約給付金額×外来手術給付割合(50%または100%のいずれかを指定できます)	支払事由に該当する月につき1回 <入院のみに該当した場合>治療給付金の支払限度の型に応じた限度(*1) <手術または放射線治療に該当した場合>支払月数無制限
	「三大疾病支払月数無制限延長特則」を付加した場合	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院(*2) ②つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する入院 (ア) 治療給付金の1回の入院についての支払限度月数をこえる入院 (イ) 治療給付金の通算支払限度月数をこえる入院	支払事由に該当する日を含む月ごとに特約給付金額(*3)	支払事由に該当する月につき1回 支払月数無制限
	三大疾病無制限延長治療給付金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日(*5)の前日が終了したときに被保険者が生存しているとき ②健康祝金支払判定期間(*6)において治療給付金が支払われなかったとき	1回の健康祝金の支払につき、2.5万円	被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日まで

(*1) 入院のみに該当した月の支払限度は、治療給付金の支払限度の型に応じて以下のとおりとします。

治療給付金の支払限度の型	1回の入院用語についての治療給付金を支払う月数の限度	通算支払限度
2か月型	2か月	60か月
4か月型	4か月	60か月
12か月型	12か月	60か月

※入院をした月に「手術または放射線治療」を受けた場合は、入院のみに該当した月の支払限度に算入しません。

ただし、外来手術給付割合が50%の場合で、入院をした月に「外来による②(ア)の手術」を受けたときは、入院のみに該当した月の支払限度に算入します。

(*2) 脳血管疾患を原因とする認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療が行われていないため「脳血管疾患の治療を目的とする入院」には該当しません。

(*3) 治療給付金と三大疾病無制限延長治療給付金の支払事由が重複する場合、治療給付金が支払われる月については、三大疾病無制限延長治療給付金をお支払いしません。ただし、治療給付金の外来手術給付割合が50%の場合、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」または「通算支払限度」に達したために、入院を伴わない手術のみを受けたものとみなされる月については、三大疾病無制限延長治療給付金の「特約給付金額」から治療給付金の「特約給付金額×外来手術給付割合」を差し引いた金額をお支払いします。

(*4) 支払事由が生じたときから、当社所定の利率による利息をつけて自動的に据え置きます。所定の利率について詳しくは、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。

(*5) 契約日の属する月の初日から起算した3年ごとの年単位の応当日のことをいいます。

(*6) 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。

用語

「治療給付金特約」の「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、治療給付金を支払う月数の限度(2か月・4か月・12か月のいずれか)を適用します。

治療給付金	治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、治療給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から60日以内に開始した入院(同一の病気またはケガであるか否かを問いません)ただし、つぎの入院をしたときは、「1回の入院」には含めません。 ・ 外来手術給付割合100%の場合:入院をしている月(*7)に、手術、骨髓幹細胞の採取術または放射線治療を受けたとき ・ 外来手術給付割合50%の場合:入院をしている月(*7)に、入院を伴う手術、骨髓幹細胞の採取術または放射線治療を受けたとき
-------	--

(*7) 入院期間が2か月以上にまたがる場合はすべての月とします。

※治療給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から61日以上経過して開始した入院は、新たな入院となります。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
入院特約 [2025]	疾病入院給付金	病気によって入院をしたとき	入院1日につき特約給付金額 「初期入院10日給付特則」を付加した場合	•1回の入院用語について60日型は60日、120日型は120日 •通算1,095日
	災害入院給付金	不慮の事故によるケガによって入院をしたとき	•入院日数が10日以内の場合、特約給付金額×10 •入院日数が11日以上の場合、特約給付金額×入院日数	•1回の入院用語について60日型は60日、120日型は120日 •通算1,095日
	「三大疾病支払月数無制限延長特則」を付加した場合	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院(*2) ②つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する入院 (ア) 疾病入院給付金または災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院 (イ) 疾病入院給付金または災害入院給付金の通算支払限度日数をこえる入院	特約給付金額×支払事由を満たす入院日数	支払日数無制限
三大疾病入院特約 [2025]	三大疾病入院給付金	がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患の治療を目的として入院(*8)をしたとき	入院1日につき特約給付金額	支払日数無制限
通院特約 [2025]	通院給付金	入院・手術(*9)・放射線治療の原因となった病気またはケガの治療を目的として、通院期間用語中に通院をしたとき	通院1日につき特約給付金額	•通院期間中の通院について30日 •通算1,095日
三大疾病通院特約 [2025]	三大疾病通院給付金	入院・手術・放射線治療の原因となったがん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患の治療を目的として、通院期間用語中に通院をしたとき	通院1日につき特約給付金額	•通院期間中の通院について120日 •通算1,095日

(*8) 脳血管疾患を原因とする認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療が行われていないため「脳血管疾患の治療を目的とする入院」には該当しません。

(*9) 骨髓幹細胞の採取術を除きます。

次ページへ続く

用語

「入院特約」の「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数について60日型は60日(120日型は120日)を適用します。

疾病入院給付金	疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、疾病入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から60日以内に開始した入院(同一の病気であるか否かを問いません)
災害入院給付金	災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、災害入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から60日以内に開始した入院(同一の不慮の事故であるか否かを問いません)

※疾病入院給付金・災害入院給付金において、それぞれの給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から61日以上経過して開始した入院は、新たな入院となります。

「通院特約」の「通院期間」とは

つぎの①および②をあわせた期間をいいます。

通院給付金	①入院開始日の前日または手術(*9)もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内の期間 ②退院日の翌日または手術(*9)もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間
-------	--

※入院・手術・放射線治療を2回以上した場合で、通院期間が重複するときには、重複したすべての通院期間の初日から最終日までの期間を同一の通院期間とします。

「三大疾病通院特約」の「通院期間」とは

つぎの①および②をあわせた期間をいいます。

三大疾病通院給付金	①三大疾病による入院開始日の前日または手術もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内の期間 ②三大疾病による入院の退院日の翌日または手術もしくは放射線治療を受けた日の翌日から5年以内の期間
-----------	---

※三大疾病による入院・手術・放射線治療を2回以上した場合で、通院期間が重複するときには、重複したすべての通院期間の初日から最終日までの期間を同一の通院期間とします。

◀ 前ページからの続き

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
入院一時金特約〔2025〕	入院一時金	病気またはケガの治療を目的として入院をしたとき	1回の入院 ^{用語} につき特約給付金額	・1回の入院について 1回 ・通算60回
手術・放射線治療給付金特約〔2025〕	手術・放射線治療給付金	病気またはケガによって、つぎの①または②のいずれかに該当したとき ①つぎの(ア)または(イ)のいずれかの手術を受けたとき (ア)所定の手術を受けたとき (イ)責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、骨髄幹細胞の採取術を受けたとき ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	支払事由に該当する月ごとに特約給付金額ただし、外来による①(ア)の手術のみを受けた月は特約給付金額×外来手術給付割合(50%または100%のいずれかを指定できます)	・支払事由に該当する月につき1回 ・支払月数無制限
総合先進医療特約〔2025〕	先進医療給付金	病気またはケガによって先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。先進医療に該当するか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

用語

●「入院一時金特約」の「1回の入院」とは

入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、入院一時金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から60日以内に開始した入院(同一の病気またはケガであるか否かを問いません)

※入院一時金において、入院一時金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から61日以上経過して開始した入院は、新たな入院となります。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度	
三大疾病一時金特約〔2025〕	三大疾病一時金	「がん」の場合 ①第1回:初めてがんと診断確定されたとき ②第2回以降:前回のがんによる三大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(ア)(イ)のすべてに該当したとき (ア)がんと診断確定されていること(*1) (イ)がんの治療を目的とする入院をしていること 「上皮内新生物」の場合 ①第1回:初めて上皮内新生物と診断確定されたとき ②第2回以降:前回の上皮内新生物による三大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(ア)(イ)のすべてに該当したとき (ア)上皮内新生物と診断確定されていること(*2) (イ)上皮内新生物の治療を目的とする入院をしていること 「心疾患」の場合 ①第1回:つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき (ア)急性心筋梗塞の治療を目的として、手術または入院をしたとき (イ)心疾患(急性心筋梗塞を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上の入院をしたとき ②第2回以降:前回の心疾患による三大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき (ア)急性心筋梗塞の治療を目的として、手術または入院をしたとき (イ)心疾患(急性心筋梗塞を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上の入院をしたとき 「脳血管疾患」の場合 ①第1回:つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき (ア)脳卒中の治療を目的として、手術または入院をしたとき (イ)脳血管疾患(脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上の入院(*3)をしたとき ②第2回以降:前回の脳血管疾患による三大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき (ア)脳卒中の治療を目的として、手術または入院をしたとき (イ)脳血管疾患(脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上の入院(*3)をしたとき 「がん・上皮内新生物不担保特則」を付加した場合	上記支払事由のうち、がん・上皮内新生物の保障はありません。心疾患・脳血管疾患のみ保障の対象となります。	1回につき 特約給付金額	・心疾患・脳血管疾患 それぞれ1年に1回 ・支払回数無制限

(*1) 支払事由に該当する日において、がんの存在が確認されていることを要します。

(*2) 支払事由に該当する日において、上皮内新生物の存在が確認されていることを要します。

(*3) 脳血管疾患を原因とする認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療が行われていないため「脳血管疾患の治療を目的とする入院」には該当しません。

次ページへ続く ▶

◀ 前ページからの続き

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
介護・認知症・障害一時金特約[2025](*1)	介護・認知症・障害一時金	つぎの①から③のいずれかに該当したとき ① 公的介護保険制度 にもとづく要介護1以上の状態(*2)に該当していると認定されたとき ②認知症による要介護状態(*3)が90日以上継続したと診断確定されたとき ③身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級から6級までのいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき	特約給付金額	1回
特約名称	保障内容	免除事由		
保険料払込免除特約[2025]	保険料払込免除	つぎの①から③のいずれかの免除事由に該当した場合は、その後の特約の保険料のお払込みを免除します。 ①初めてがんまたは上皮内新生物と診断確定されたとき ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院をしたとき ③心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上の入院をしたとき		
	「介護・認知症・障害保障特則」を付加した場合	上記①から③に加えてつぎの④から⑥のいずれかの免除事由(*4)に該当した場合も、その後の特約の保険料のお払込みを免除します。 ④ 公的介護保険制度 にもとづく要介護1以上の状態(*2)に該当していると認定されたとき ⑤認知症による要介護状態(*3)が90日以上継続したと診断確定されたとき ⑥身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級から6級までのいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき		

- (*1) 本特約の支払事由は、「保険料払込免除特約」の「介護・認知症・障害保障特則」の免除事由と同一となります。
支払事由に該当した場合には、本特約は一時金のお支払い後に消滅するため、「保険料払込免除特約」の「介護・認知症・障害保障特則」は本特約には適用されません。
- (*2) 「公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。
公的介護保険制度による要介護認定は、満65歳以上の方(第1号被保険者)、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方(第2号被保険者)が対象となります。そのため、**満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません**。また、第2号被保険者の要介護認定は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合に限られます。
- (*3) 「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。
「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)すべてに該当する所定の認知症をいいます。
(1)脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
(2)正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
「見当識障害がある状態」とは、つぎの(1)(2)(3)のいずれかに該当することをいいます。
(1)常時、時間の見当識障害があること
・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
(2)場所の見当識障害があること
・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
(3)人物の見当識障害があること
・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと
- (*4) 「介護・認知症・障害一時金特約」の支払事由と同一となります。免除事由に該当した場合には、「介護・認知症・障害一時金特約」は消滅するため、本特約は「介護・認知症・障害一時金特約」には適用されません。

公的介護保険制度とは

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
女性疾病入院特約[2025]	女性疾病入院給付金	女性特定疾病によって入院をしたとき	1日につき特約給付金額	・1回の入院 用語 について60日型は60日、120日型は120日 ・通算1,095日
女性特定手術特約[2025]	女性手術給付金	病気またはケガによりつぎの①または②のいずれかの手術を受けたとき ①乳房にかかる手術 ②子宮または子宮附属器(卵巣・卵管)にかかる手術	5万円	更新後の保険期間を含め、①または②のいずれか1回
	女性特定手術給付金	病気またはケガによりつぎの①から③のいずれかの手術を受けたとき ①乳房観血切除術 ②子宮全摘出術 ③卵巣全摘出術	1回につき20万円	更新後の保険期間を含め、 ①乳房観血切除術： 1乳房につき1回ずつ ②子宮全摘出術：1回 ③卵巣全摘出術： 1卵巣につき1回ずつ
	乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき	1回につき50万円	更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ

用語

●「女性疾病入院特約」の「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数について60日型は60日(120日型は120日)を適用します。

女性疾病入院給付金

支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係にある入院

※女性疾病入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から61日以上経過して開始した入院は、新たな入院となります。

次ページへ続く ▶

◀ 前ページからの続き

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
子ども特定感染症保障特約[2025]	子ども特定感染症治療給付金	①第1回 子ども特定感染症の治療を目的とする通院または入院をしたとき ②第2回以降 前回の子ども特定感染症治療給付金の支払事由に該当した月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、子ども特定感染症の治療を目的とする通院または入院をしたとき	1回につき 1.5万円	更新後の保険期間を含め、通算10回
	子ども特定感染症入院一時金	子ども特定感染症の治療を目的として入院をしたとき	1回の入院用語につき10万円	• 1回の入院について 1回 • 更新後の保険期間を含め、支払回数無制限
傷害特約[組立型総合医療保険]	特定損傷給付金	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	1回につき 特定損傷給付金額	• 同一の事故によるお支払いは1回のみ • 繼続後の保険期間を含め、通算10回
	災害通院給付金	不慮の事故によるケガによって事故の日から180日以内に通院をしたとき	通院1日につき 災害通院給付金日額	• 同一の事故による通院について30日 • 繼続後の保険期間を含め、通算180日
終身特約[低解約払戻金2025]	特約死亡保険金	死亡したとき		
	特約高度障害保険金⚠	病気またはケガを原因として所定の高度障害状態になったとき	特約保険金額	いずれか1回
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額用語を基準として計算した金額	1回



「引受基準緩和特則」を付加した場合、特約高度障害保険金の保障はありません。



●「子ども特定感染症保障特約」の「1回の入院」とは

子ども特定感染症入院一時金

支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係にある入院

※子ども特定感染症入院一時金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から61日以上経過して開始した入院は、新たな入院となります。

●「指定保険金額」とは

・「終身特約」の特約保険金額のうち、被保険者が指定する保険金額

・支払額は、指定保険金額から、保険金請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額を差し引いた金額

保障内容に関する注意事項

詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「あんしんパレット」で保障の対象となる「三大疾病」について

「あんしんパレット」のつぎの特約で保障の対象となる「三大疾病」とは、下表の疾病をいいます。

- ・治療給付金特約[2025](三大疾病支払月数無制限延長特則を付加した場合)
- ・入院特約[2025](三大疾病支払日数無制限延長特則を付加した場合)
- ・三大疾病入院特約[2025] ・三大疾病通院特約[2025] ・三大疾病一時金特約[2025] ・保険料払込免除特約[2025]

対象となる疾病		疾病の例と注意事項
がん(悪性新生物)・ 上皮内新生物	がん	• 約款に定める悪性新生物 • 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性腫瘍は対象になりません。
	上皮内新生物	• 約款に定める上皮内新生物 • 子宮筋腫などの良性腫瘍は対象なりません。
心疾患	急性心筋梗塞	• 約款に定める心疾患 • 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
		• 約款に定める脳血管疾患
脳血管疾患	脳卒中	• くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをおもいます。

治療給付金特約[2025]、手術・放射線治療給付金特約[2025]

■治療給付金、手術・放射線治療給付金

●治療給付金の「入院」について

○支払対象	帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院
✗支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> • 正常分娩のための入院 • 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 • 病院・診療所以外の施設(老人保健施設・介護医療院など)への入所 • 骨髄幹細胞の採取術のための入院 • 睡眠時無呼吸またはその疑いによる入院(その診断または検査のための入院を含む)をした場合で、睡眠時無呼吸と診断されなかったとき

●治療給付金、手術・放射線治療給付金の「所定の手術」について

○支払対象	<ul style="list-style-type: none"> • 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 • 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植についても骨髄移植とみなします)
✗支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> • 先進医療に該当する場合 • 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) • 切開術(皮膚、鼓膜) • 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 • 抜歯 • 异物除去(外耳、鼻腔内) • 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲介粘膜) • 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術) • 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術(皮膚悪性腫瘍の切除術は支払対象となります)

- 手術とは、生体に切断、摘除などの操作を加えるものをいいます。
- 医科診療報酬点数表において、手術料に分類される各種管理料の算定対象となる体外受精・顕微授精や胚凍結保存などは、生体に切断、摘除などの操作を加える「手術」ではないため、治療給付金、手術・放射線治療給付金の支払対象とはなりません。(採卵術や胚移植術は生体に操作を加える「手術」に該当し、支払対象となります。)
- 治療給付金、手術・放射線治療給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術(「大動脈バルーンパンピング法(IABP法)」など 2025年10月現在)に該当するときは、その手術料の算定開始日に対してのみ手術を受けたものとみなします。

●治療給付金、手術・放射線治療給付金の「骨髄幹細胞の採取術」について

○支払対象	骨髄幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます)
✗支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> • 臍帯血幹細胞の採取 • 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合

◀前ページからの続き

●治療給付金、手術・放射線治療給付金の「所定の放射線治療」について

○支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療（電磁波温熱療法を含む） ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
✗支払対象外	・血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 ・先進医療に該当する場合

●治療給付金の支払例について(4か月型・外来手術給付割合が50%の場合)

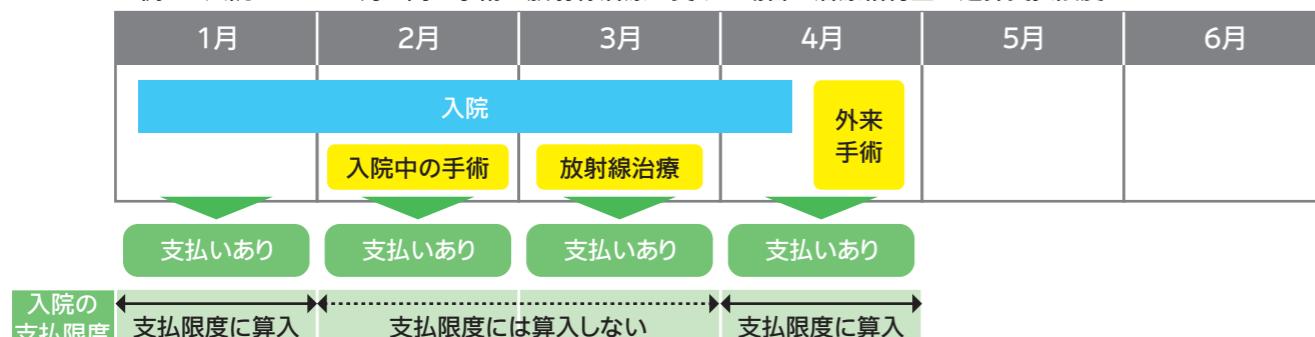
■「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」および「通算支払限度」について

<例1>入院を6か月した場合の治療給付金の月数の限度



- 1月から4月は治療給付金をお支払いします。
- 5月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4か月)に達しているため、治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 6月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4か月)に達していますが、放射線治療を実施しているため、治療給付金をお支払いします。

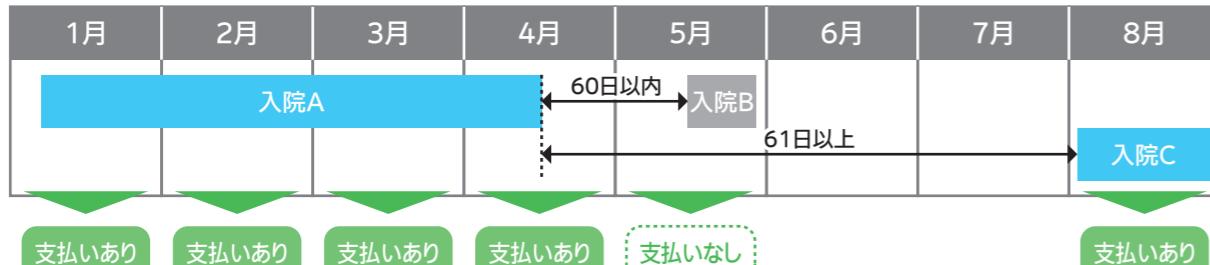
<例2>入院をした4か月の間に手術や放射線治療を受けた場合の治療給付金の通算支払限度



- 1月から4月まで治療給付金をお支払いします。
- 2月は入院中の手術、3月は放射線治療を実施しているため、2月と3月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」および「通算支払限度」に算入しません。
- 4月は入院をした月に外来による手術を受けていますが、入院をしたことにより治療給付金が満額支払われることから、外来手術給付割合が50%の場合には、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」および「通算支払限度」に算入します。

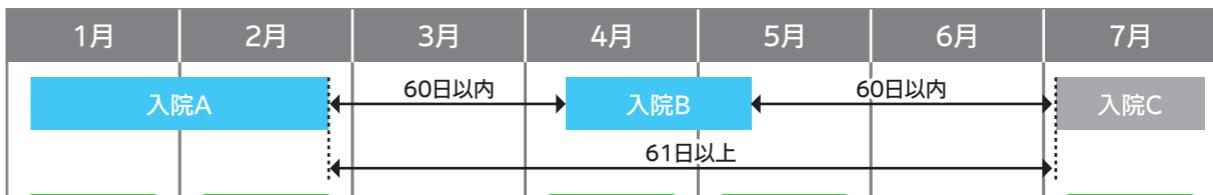
■複数回入院をした場合について

<例3>



- 入院Aは治療給付金(4か月分)をお支払いします。
- 入院Bは、入院Aの退院日の翌日から60日以内に開始しているため、入院Aと入院Bは「1回の入院」とみなし、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4か月)を適用します。そのため、入院Bについては治療給付金をお支払いしません。
- 入院Cは、治療給付金の支払われる入院Aの退院日の翌日から61日以上経過後に入院を開始しているため、新たな入院となり、治療給付金(1か月分)をお支払いします。

<例4-1>入院のみの場合



- 1月と2月は治療給付金をお支払いします。

- 入院Bは、入院Aの退院日の翌日から60日以内に開始しているため、入院Aと入院Bは「1回の入院」とみなし、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4か月)に算入したうえで、4月と5月は治療給付金をお支払いします。
- 入院Cは、入院Bの退院日の翌日から60日以内に開始しているため、入院A、入院Bおよび入院Cは「1回の入院」とみなし、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4か月)を適用します。そのため、7月は治療給付金をお支払いしません。

<例4-2>入院Bと同一の月に放射線治療を実施した場合



- このケースでは、<例4-1>と同様に、1月と2月、4月と5月の治療給付金をお支払いしますが、入院Bについては、入院をしているすべての月で放射線治療を実施しているため、「1回の入院」の対象となる入院に含まれません。
- 入院Cは、入院Aの退院日の翌日から61日以上経過後に開始しているため、新たな入院となり、7月は治療給付金をお支払いします。

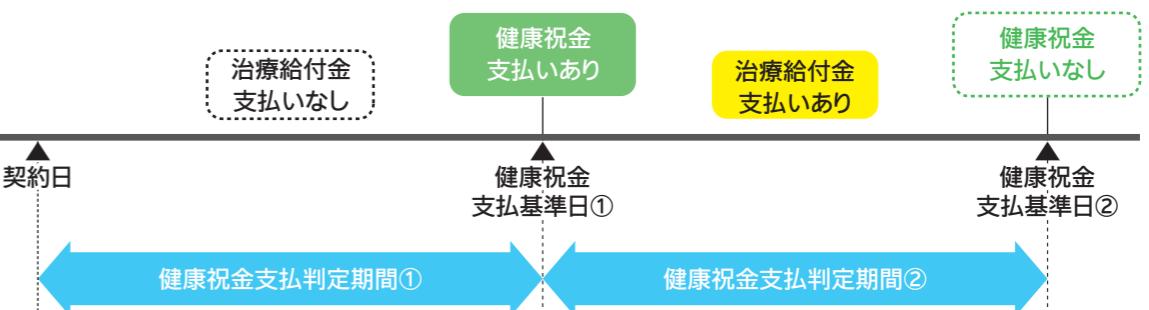
■三大疾病無制限延長治療給付金(三大疾病支払月数無制限延長特則を付加した場合)

- 治療給付金と三大疾病無制限延長治療給付金の支払事由が重複する場合、治療給付金が支払われる月については、三大疾病無制限延長治療給付金をお支払いしません。ただし、治療給付金の外来手術給付割合が50%の場合、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」または「通算支払限度」に達したために、入院を伴わない手術のみを受けたものとみなされる月については、三大疾病無制限延長治療給付金の「特約給付金額」から治療給付金の「特約給付金額×外来手術給付割合」を差し引いた金額をお支払いします。

■健康祝金(健康祝金特則を付加した場合)

●健康祝金の支払例について

<例>



- 健康祝金支払判定期間①については、治療給付金の支払いがないため、健康祝金支払基準日①に健康祝金をお支払いします。
- 健康祝金支払判定期間②については、治療給付金の支払いがあるため、健康祝金支払基準日②に健康祝金はお支払いしません。

●健康祝金の支払後に健康祝金支払判定期間中の治療給付金の請求があった場合について

- 健康祝金が支払われた場合で、その健康祝金が支払われることとなった健康祝金支払判定期間中の治療給付金の請求を受け、治療給付金が支払われることとなったときには、治療給付金の支払額から、すでに支払われた健康祝金の支払額(健康祝金の自動据置による利息を支払っていた場合には、その利息を含みます)を差し引いた金額をお支払いします。
- 治療給付金の支払額が差し引くべき健康祝金の支払額に不足するときは、その不足する金額のお払込みが必要です。

●健康祝金の据置について

- 健康祝金は、支払事由が生じたときから、当社所定の利率により計算した利息をつけて自動的に据え置きます。
- 据え置いた健康祝金は、契約者から請求があったとき、またはこの特約が消滅したときに、契約者にお支払いします。

次ページへ続く

◀ 前ページからの続き

入院特約[2025]、入院一時金特約[2025]

●「入院」について

○支払対象	帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院
✗支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 正常分娩のための入院 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 病院・診療所以外の施設(老人保健施設・介護医療院など)への入所 骨髄幹細胞の採取術のための入院 睡眠時無呼吸またはその疑いによる入院(その診断または検査のための入院を含む)をした場合で、睡眠時無呼吸と診断されなかったとき

■ 疾病入院給付金・災害入院給付金

- 疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から60日以内に入院(原因が異なる入院を含む)をした場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通常算し、支払限度日数について60日型は60日(120日型は120日)を適用します。
- 疾病入院給付金と災害入院給付金は**重複してお支払いしません**。

■ 三大疾病無制限延長入院給付金(三大疾病支払日数無制限延長特則を付加した場合)

- 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる日については、三大疾病無制限延長入院給付金を**お支払いしません**。

■ 入院一時金

- 支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、それらの入院が同一の病気またはケガであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。ただし、入院一時金の支払われることになった最終の入院の退院日の翌日から61日以上経過して開始した入院については、新たな入院として、入院一時金をお支払いします。

三大疾病入院特約[2025]

●「入院」について

✗支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 病院・診療所以外の施設(老人保健施設・介護医療院など)への入所 骨髄幹細胞の採取術のための入院
--------	--

通院特約[2025]

●「通院」について

- お支払いの対象となる「通院」とは、医師による治療が必要であり、病院または診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。

○支払対象	往診・訪問診療・オンライン診療・電話診療
✗支払対象外	薬の受け取りのみの場合など

- 入院している日については、通院給付金を**お支払いしません**。
- 同一の日に2回以上通院をした場合または2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院をした場合には、通院給付金は**重複してお支払いしません**。
- 医科診療報酬点数表において、手術料に分類される各種管理料の算定対象となる体外受精・顕微授精や胚凍結保存などは、生体に切断、摘除などの操作を加える「手術」ではないため、通院給付金の**支払対象とはなりません**。
- (採卵術や胚移植術は生体に操作を加える「手術」に該当し、支払対象となります。)

三大疾病通院特約[2025]

●「通院」について

- お支払いの対象となる「通院」とは、医師による治療が必要であり、病院または診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。
- 心疾患・脳血管疾患の治療を目的とする通院には、心疾患・脳血管疾患の再発や悪化の予防のための通院を含みます。

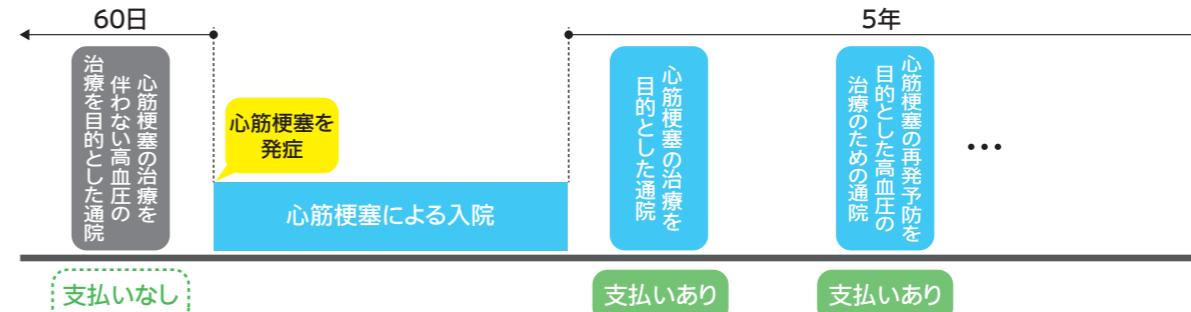
○支払対象	往診・訪問診療・オンライン診療・電話診療
✗支払対象外	薬の受け取りのみの場合など

- 入院している日については、三大疾病通院給付金を**お支払いしません**。
- 同一の日に2回以上通院をした場合または2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院をした場合には、三大疾病通院給付金は**重複してお支払いしません**。

● 三大疾病通院給付金の支払例について

- 心筋梗塞を発症した後にその背景疾患となった高血圧の治療のために通院した場合など、心筋梗塞の再発予防のための通院についても、お支払いの対象となります。ただし、心筋梗塞を発症する前に罹患していた高血圧の治療を目的とした通院など、心筋梗塞の治療を目的としていない通院は**お支払いの対象となりません**。

<例>心筋梗塞で入院した場合



三大疾病一時金特約[2025]、保険料払込免除特約[2025]

●「がん・上皮内新生物の保障開始」について

- がん・上皮内新生物の保障開始には、3か月の**待ち期間**があります。詳しくは**注意喚起情報 P.35~36**をご確認ください。3か月の**待ち期間**中にがん・上皮内新生物と診断確定された場合、三大疾病一時金は**お支払いしません**。また、保険料のお払込みは免除されません。
- 3か月の**待ち期間**中にがんと診断確定され、その診断確定された日から6か月以内に契約者からお申し出があったときは、「三大疾病一時金特約」「保険料払込免除特約」を無効とします。お申し出がないときは、がん以外の保障を継続します。

介護・認知症・障害一時金特約[2025]、保険料払込免除特約[2025](介護・認知症・障害保障特則を付加した場合)

● 支払・免除対象について

○支払対象 免除対象	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始期以後に発病した脳血管疾患を原因として、要介護1以上の状態に該当したとき 責任開始期以後に発生した交通事故によるケガを原因として、身体障害者手帳を交付されたとき (障害の級別が1級から6級までのいずれかであること)
---------------	--

- 責任開始前に発生した病気やケガを原因として支払事由に該当した場合は、支払事由の該当時期にかかわらず、お支払いできないことがあります。

女性疾病入院特約[2025]

●「女性特定疾病」について

○支払対象	約款に定める女性特定疾病			
	女性特有の病気	<ul style="list-style-type: none"> 卵巣機能障害 卵巣のう腫 卵巣出血 卵管留膿症 	<ul style="list-style-type: none"> 子宮内膜症 子宮筋腫 子宮脱 女性不妊症 	<ul style="list-style-type: none"> 月経不順 乳房の良性新生物 子宮の良性新生物 卵巣の良性新生物
	妊娠・出産にかかわる症状など	<ul style="list-style-type: none"> 流産 早産 子宮外妊娠 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠悪阻 妊娠高血圧症候群 妊娠糖尿病 	<ul style="list-style-type: none"> 帝王切開 多胎分娩 骨盤位経産分娩(逆子) 吸引分娩 産褥(さんじょく)感染症
	がん・上皮内新生物	すべてのがん・上皮内新生物(女性特有のがん・上皮内新生物に限りません)		
	その他の病気	<ul style="list-style-type: none"> 鉄欠乏性貧血 アレルギー性紫斑病 甲状腺機能低下症 甲状腺腫 バセドウ病 橋本病 下肢の静脈瘤 低血圧症 	<ul style="list-style-type: none"> 胆石症 胆のう炎 関節リウマチ 若年性関節炎 大動脈炎症候群 全身性エリテマトーデス 全身性強皮症 シェーグレン症候群 	<ul style="list-style-type: none"> 膠原(こうげん)病 ネフローゼ症候群 糸球体腎炎 腎孟腎炎 腎不全 腎結石 全身性強皮症 尿管結石
✗支払対象外	正常分娩、美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術など			など

●「入院」について

✗支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 骨髄幹細胞の採取術のための入院
--------	---

次ページへ続く

◀ 前ページからの続き

女性特定手術特約[2025]

- 乳房に関する保障開始には、3か月の待ち期間があります。詳しくは 注意喚起情報 P.35~36 をご確認ください。

●各給付金の「手術」について

○支払対象	乳房にかかる手術	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、乳腺に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。
	子宮または子宮附属器にかかる手術	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、子宮または子宮附属器に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます(医科診療報酬点数表において産科手術に分類される診療行為は含みません)。
	乳房観血切除術	乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切開し、病変部の乳腺組織を摘出する手術(乳腺腫瘍摘出術を含む)で、診断および生検等の検査のための手術を除きます。
	子宮全摘出術	子宮の全部を摘出する観血手術をいいます。
	卵巣全摘出術	片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する観血手術をいいます。
	乳房再建術	乳房観血切除術により喪失された乳房の形態を筋皮弁(皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含まない)または再建用の人工物を用いて正常に近い乳房の形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。単なる薬物・組織の穿刺注入の場合は除きます。
✗ 支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 診断および生検などの検査のための手術 両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) 両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術 乳房にかかる美容目的の手術 	<ul style="list-style-type: none"> 女性手術給付金と女性特定手術給付金の支払事由に重複して該当した場合には、それぞれの給付金をお支払いします。ただし、女性手術給付金のお支払いは1回のみとなります。 女性特定手術給付金と乳房再建給付金の支払事由に該当する手術を同時に受けた場合には、それぞれの給付金をお支払いします。 乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。 両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合、女性特定手術給付金は重複してお支払いしません。 両側の乳房再建術を同時に受けた場合、乳房再建給付金は重複してお支払いしません。

子ども特定感染症保障特約[2025]

- 子ども特定感染症の保障開始には、1か月の待ち期間があります。詳しくは 注意喚起情報 P.35~36 をご確認ください。

●「子ども特定感染症」について

○支払対象	約款に定める子ども特定感染症	
	・インフルエンザ(インフルエンザウイルスによるもの)	・水ぼうそう(水痘)
	・ブルー熱(ウイルス性咽頭結膜炎)	・流行性角結膜炎(アデノウイルスによる角結膜炎)
	・おたふくかぜ(ムンブス)	・百日咳
	・腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)	・風しん
	・はしか(麻しん)	・結核
✗ 支払対象外	・新型コロナウイルス感染症	・インフルエンザ菌感染症
	・ノロウイルス感染症	・マイコプラズマ感染症
	・溶連菌感染症	・RSウイルス感染症
	・手足口病	・ヘルパンギーナ
	・突発性発しん	

▶「子ども特定感染症」について、詳しくは しおり 約款・特約条項の「別表93 対象となる子ども特定感染症」をご確認ください。

●「通院」について

- お支払いの対象となる「通院」とは、医師による治療が必要であり、病院または診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。

○支払対象	往診・訪問診療・オンライン診療・電話診療
✗ 支払対象外	薬の受け取りのみの場合など

●「入院」について

✗ 支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 骨髄幹細胞の採取術のための入院
---------	---

傷害特約[組立型総合医療保険]

■特定損傷給付金

✗ 支払対象外	骨粗しょう症などによる病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼 など
---------	---

■災害通院給付金

- お支払いの対象となる「通院」とは、医師による治療が必要であり、病院または診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。

○支払対象	往診・訪問診療・オンライン診療・電話診療
✗ 支払対象外	薬の受け取りのみの場合など

- 入院をしている日に支払事由に該当する通院をした場合には、災害通院給付金はお支払いしません。

終身特約[低解約払戻金2025]

- 特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。

お支払いの対象となる「三大疾病の治療」の範囲について

■「がんの治療」について

お支払いの対象となる「がん」の治療には、手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン療法など、「がん」そのものへの直接的な治療だけではなく、「がん」が存在することによって生じた直接の合併症に対する治療や、「がん」の治療によって生じた直接の合併症に対する治療も含みます。

「がん」が存在することによって生じた直接の合併症の治療の例	<ul style="list-style-type: none"> 胆管がんにより胆汁の流れが阻害されたために生じた黄疸の治療 悪性脳腫瘍により生じた意識障害の治療 など
「がん」の治療によって生じた直接の合併症の治療の例	<ul style="list-style-type: none"> 「がん」の開腹手術後に生じた手術跡のふくらみ(腹壁瘢痕ヘルニア)の治療 食道がんの抗がん剤治療直後の白血球減少により生じた日和見感染症(肺炎)の治療 すい臓全摘手術後にインスリンの分泌がなくなることにより生じた糖尿病の治療 など

ただし、「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいえない症状や障害に対する治療については「がん」の治療には含みません。

「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいえない治療の例	<ul style="list-style-type: none"> 加齢により筋膜が弱まっている方が、「がん」に対する開腹手術後に、腹圧が上昇したことにより生じた脱腸(鼠径ヘルニア)の治療 高齢により嚥下(えんげ)能力が低下している方が、食道がんの手術後に誤嚥(ごえん)性肺炎を発症した場合の肺炎の治療 血圧が高めであった方が、胃がんの手術後に発症した脳梗塞の治療 など
----------------------------------	---

■「心疾患・脳血管疾患の治療」について

「心疾患・脳血管疾患の治療」には、心疾患・脳血管疾患によって生じた合併症の治療を含みます。

心疾患・脳血管疾患によって生じた合併症の治療の例	<ul style="list-style-type: none"> 心筋梗塞によって生じた不整脈の治療 心筋梗塞によって生じたうっ血性心不全の治療 脳梗塞によって生じたてんかんの治療 など
--------------------------	--

◀ 前ページからの続き

特約の消滅

以下の事由に該当した場合、特約は消滅します。特約が消滅した場合、付加されている特則も消滅します。
なお、給付のある特約のすべてが消滅したときは、この保険契約は消滅します。

入院特約[2025]	「三大疾病支払日数無制限延長特則」を付加していない場合で、疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき
通院特約[2025]	通院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき
三大疾病通院特約[2025]	三大疾病通院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき
入院一時金特約[2025]	入院一時金の支払回数が通算支払限度に達したとき
総合先進医療特約[2025]	先進医療給付金の支払額が通算支払限度に達したとき
介護・認知症・障害一時金特約[2025]	介護・認知症・障害一時金の支払事由に該当したとき
保険料払込免除特約[2025]	給付のある特約（「傷害特約[組立型総合医療保険]」は除く）のすべてが保険料払込期間が満了したことにより特約保険料の払込を要しなくなったときまたは消滅したとき
女性疾病入院特約[2025]	女性疾病入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき
女性特定手術特約[2025]	つぎの①または②のいずれかに該当した場合 ①女性手術給付金・女性特定手術給付金・乳房再建給付金の支払回数がすべての支払限度に達したとき ②乳房、子宮および卵巣（その他の子宮附属器を含む）のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき ※②に該当した場合は、裏面に記載のアフラックコールセンターにご連絡ください。
傷害特約[組立型総合医療保険]	特定損傷給付金および災害通院給付金の支払日数が、ともに通算支払限度に達したとき
終身特約[低解約払戻金2025]	・特約死亡保険金の全部がリビング・ニーズ保険金として支払われたとき（リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します） ・特約高度障害保険金が支払われたとき（高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します）

解約払戻金・払戻金

■ 保険期間が終身の特約の払戻金について（「終身特約[低解約払戻金2025]」を除く）

- 保険料払込期間中に解約した場合、**解約払戻金はありません。**
- 特約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合、保険料払込期間満了後の解約払戻金の金額は、以下のとおりです。

治療給付金特約[2025] 入院一時金特約[2025] 手術・放射線治療給付金特約[2025]	特約給付金額の50%と同額の解約払戻金をお支払いします。
入院特約[2025] 三大疾病入院特約[2025] 通院特約[2025] 三大疾病通院特約[2025] 女性疾病入院特約[2025]	特約給付金額の5倍と同額の解約払戻金をお支払いします。
三大疾病一時金特約[2025] 介護・認知症・障害一時金特約[2025]	特約給付金額の5%と同額の解約払戻金をお支払いします。

- 保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときは、**解約払戻金と同額の払戻金をお支払いします。**

「終身特約[低解約払戻金2025]」について

- 契約時の年齢やご契約の経過年数などに応じて、当社所定の**解約払戻金をお支払いします。**
- 保険料払込期間中の解約払戻金は低解約払戻金割合を適用しており、低解約払戻金割合を適用しない場合の70%の額となります（既払込保険料の70%の額ではありません）。
- ご契約から短期間で解約した場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

保険期間が定期の特約の払戻金について

- 解約払戻金はありません。**

※上記のほかに、未経過保険料などがある場合はお返しします。



「治療給付金特約[2025]」に「健康祝金特則」を付加する場合の注意事項

- 「治療給付金特約[2025]」に「健康祝金特則」を付加した場合でも、保険料払込期間満了後の解約払戻金額は治療給付金額の50%と同額となります（既払込保険料の50%の額ではありません）。
- 「健康祝金特則」を付加する場合、「健康祝金特則」を付加しない場合と比べて、累計払込保険料と解約払戻金額の差が大きくなります。
(例) 累計払込保険料と解約払戻金額の推移
(被保険者: 0歳男性、保険料払込方法: 月払/口座振替保険料率適用、治療給付金特約 特約給付金額: 10万円、支払限度の型: 2か月型、外来手術給付割合: 100%、三大疾病支払月数無制限延長特則なし)

経過年数	保険料払込期間: 10年払済 (10年払済タイプ)		保険料払込期間: 終身払 (定額タイプ)				
	健康祝金特則 付	健康祝金特則 なし	健康祝金特則 付	健康祝金特則 なし			
月払保険料	18,734円	月払保険料	15,340円	月払保険料	1,950円	月払保険料	1,370円
累計払込保険料(解約払戻金額)		累計払込保険料(解約払戻金額)		累計払込保険料(解約払戻金額)		累計払込保険料(解約払戻金額)	
1	224,808円 (0円)	184,080円 (0円)	23,400円 (0円)	16,440円 (0円)			
5	1,124,040円 (0円)	920,400円 (0円)	117,000円 (0円)	82,200円 (0円)			
10	2,248,080円 (0円)	1,840,800円 (0円)	234,000円 (0円)	164,400円 (0円)			
11	2,248,080円 (50,000円)	1,840,800円 (50,000円)	257,400円 (0円)	180,840円 (0円)			
20	2,248,080円 (50,000円)	1,840,800円 (50,000円)	468,000円 (0円)	328,800円 (0円)			
30	2,248,080円 (50,000円)	1,840,800円 (50,000円)	702,000円 (0円)	493,200円 (0円)			
40	2,248,080円 (50,000円)	1,840,800円 (50,000円)	936,000円 (0円)	657,600円 (0円)			
50	2,248,080円 (50,000円)	1,840,800円 (50,000円)	1,170,000円 (0円)	822,000円 (0円)			

※上記は、契約応当日前日の解約払戻金額を表示しています。

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金のお支払いについては、以下のとおりです。

契約者配当金

あんしんパレットには、**契約者配当金はありません。**

05 保険料の払込方法

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料については「パンフレット」「保険料表」「ご提案書」などをご確認ください。
- ▶▶保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** [P.06~09] をご確認ください。
- ▶▶保険料払込免除について、詳しくは **07 保険料に関する留意事項** [P.29] をご確認ください。
- ▶▶特約の更新(継続)について、詳しくは **09 特約の更新・継続** [P.31] をご確認ください。

払込方法

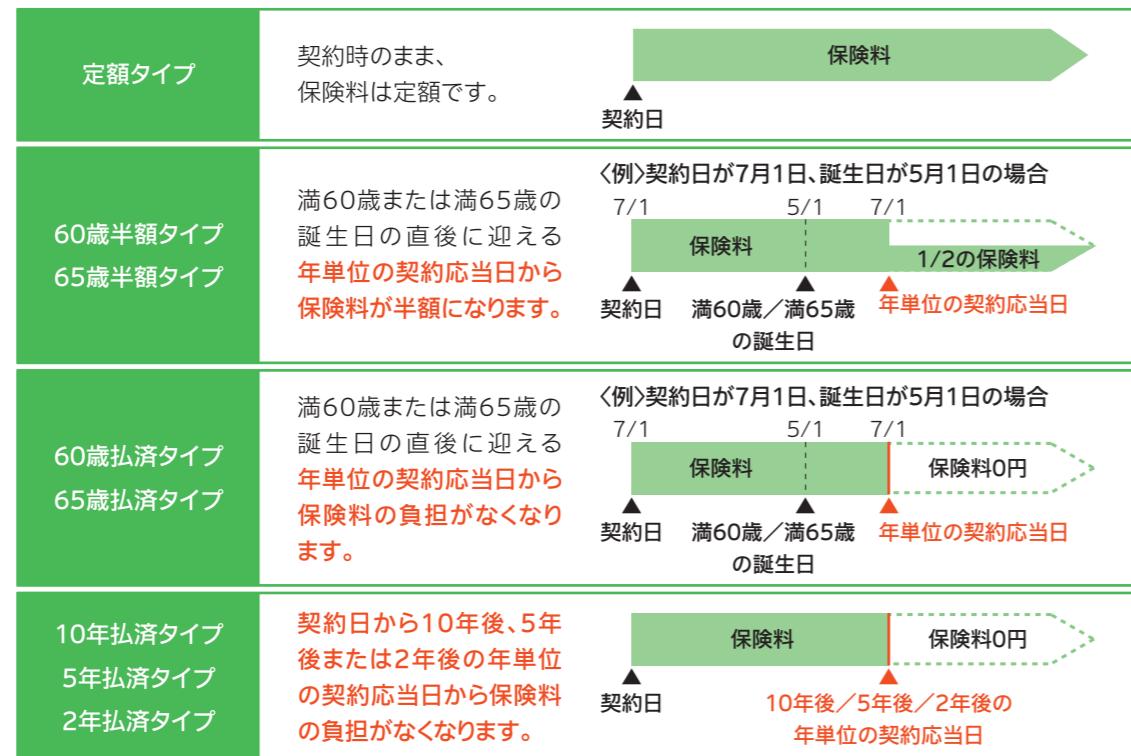
保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

※保険料の払込経路 **用語** によっては払込方法が限定される場合があります。

保険期間が終身の特約の保険料払込み

治療給付金特約 **入院特約** **三大疾病入院特約** **通院特約** **三大疾病通院特約** **入院一時金特約**
手術・放射線治療給付金特約 **三大疾病一時金特約** **介護・認知症・障害一時金特約** **女性疾病入院特約** **終身特約**

- 保険期間が終身の特約に限り、払方タイプを選択することができます。なお、特約ごとに払方タイプを選択することはできません。
- 「60歳／65歳半額タイプ」には「指定年齢後保険料半額特則」が付加されているため、指定年齢(60歳／65歳)後の保険料が半額になります。



更新がある特約の保険料払込み

- 総合先進医療特約** **女性特定手術特約** **子ども特定感染症保障特約**
- 保険料払込期間は保険期間と同一となります。
 - 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
 - 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただきます。
 - 保険料のお払込みが免除された特約は、更新後も保険料のお払込みは不要です。
 - 同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は更新前より高くなる場合があります。



「払込経路」とは

保険料を払い込む方法(経路)のこと、「個別取扱(口座振替など)」「団体・集団取扱(給与控除または集金代行)」などがあります。

継続がある特約の保険料払込み

ケガの特約

- 保険料払込期間は保険期間と同一となります。
- 継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、保険料率によって決まります。
- 保険料払込免除事由が発生した場合でも、「ケガの特約」については保険料のお払込みが免除されないため、引き続き保険料のお払込みが必要となります。
- 同一の保障内容で継続する場合であっても、ご職業の変更内容によっては継続後の特約の保険料は継続前より高くなる場合があります。

補足

- 保険期間が終身の特約で「60歳／65歳半額タイプ」を選択し、かつ更新・継続がある特約を同時に付加した場合、更新・継続がある特約の保険料は60歳または65歳時に半額にはなりません。
- 保険期間が終身の特約で「60歳／65歳払済タイプ」「10年／5年／2年払済タイプ」を選択し、かつ更新・継続がある特約を同時に付加した場合、更新・継続がある特約の保険料は保険料払込期間満了後もお払込みいただく必要があります。

06 保険料払込経路(契約日など)

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。

「三大疾病一時金特約」^{(*)1}「保険料払込免除特約」の「がん・上皮内新生物の保障開始」および「女性特定手術特約」の「乳房に関する保障開始」には、3か月の(待ち期間)(保障されない期間)があります。また、「子ども特定感染症保障特約」の「子ども特定感染症の保障開始」には、1か月の(待ち期間)(保障されない期間)があります。

(*)1「がん・上皮内新生物不担保特則」を付加した場合は、がん・上皮内新生物の保障がないため、(待ち期間)はありません。

▶▶保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報** [P.35~36] をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

この特約は団体・集団によっては取扱いをしていない場合があります。

詳細は、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

個別取扱(月払)

- 契約日：申込みおよび告知がともに完了した日^{(*)2}の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

(*)2 申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。

電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

団体・集団取扱(月払)

- 契約日：第1回保険料払込日の属する月の1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます
(保険料は個別料率に変わります)。

◀前ページからの続き

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱(月払)

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

- 契約日(*)：申込み・告知と第1回保険料振替がともに完了した日
(この日の満年齢で保険料が決まります)
- (*) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります
(この日の満年齢で保険料が決まります)。

2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

- 契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日
(この日の満年齢で保険料が決まります)

団体・集団取扱(月払)

- 契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日
(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

+ 補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます
(保険料は個別料率に変わります)。

07 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

- 「引受基準緩和特則」を付加しない場合
所定の高度障害状態になった場合、または不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になった場合は、その後の保険料のお払込みを免除します。
- 「引受基準緩和特則」を付加した場合
不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になった場合には、その後の保険料のお払込みを免除します。
※疾病によって高度障害状態に該当した場合は保険料のお払込みは免除されません。

▶詳しくは しおり「あんしんパレット」の特長としくみについてをご確認ください。

■「保険料払込免除特約」について

- 上記の保険料払込免除事由に該当した場合に加えて、所定の免除事由に該当した場合、その後の保険料のお払込みを免除します。
この特約を付加した場合、ご契約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。
※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、「保険料払込免除特約」を解約することができます。解約後の保険料は「保険料払込免除特約」を付加していない場合の保険料になります。
なお、「介護・認知症・障害保障特則」を付加している場合は、「介護・認知症・障害保障特則」のみを解約することはできません。

▶詳しくは しおり「保険料払込免除特約」について、しおり解約と解約払戻金についてをご確認ください。

⚠ 「ケガの特約」については保険料のお払込みが免除されないため、引き続き保険料のお払込みが必要となります。

保険料の前納

- 前納とは、個別取扱の場合で、保険料のお払込方法(回数)にしたがって所定の範囲で何回分かの保険料をまとめてお払込みいただく方法です。
- 前納をした場合には、所定の割引率または利率で保険料を割引きます。
- 年払契約で「子ども特定感染症保障特約」、「ケガの特約」を付加している場合、前納はできません。
- ご契約が前納途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、保険料前納金の残額があれば払戻します。
- 保険料を前納した期間は、給付金・保険金等の減額など契約内容の変更が制限されます。

保険料の高額割引制度

終身特約

保険金額500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。
保険料については「ご提案書」などをご確認ください。

累計払込保険料について

終身特約

ご契約内容や経過年数などによっては特約保険金額や解約払戻金が特約の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

08 お引受けの条件

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります（法人契約は除きます）。
- 被保険者の健康状態やお仕事の内容**などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。また、健康状態によって「特別条件特則」や「引受基準緩和特則」の条件を付けてお引受けできる場合があります。「特別条件特則」の条件を付けてお引受けする場合、お客様宛てに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。

特別条件特則	特定疾病・ 部位不担保法	当社が指定した特定の疾病・部位について所定の期間、保障しない条件でご契約をお引受けするものです。（＊）
	特定高度障害状態 不担保法	高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
引受基準緩和特則		所定の告知事項に該当しない場合に、割増された保険料をお払込みいただくことでご契約をお引受けするものです。

（＊）不妊症について「特定疾病不担保法による特別条件特則」が付加された場合は、妊娠を直接の目的として、人工授精、採卵術、精巣内精子採取術、胚移植術、卵管形成術、多囊胞性卵巣症候群(PCOS・PCO)に対する卵巣部分切除術または腹腔鏡下多囊胞性卵巣焼灼術、不妊症に対する先進医療などを受けたときに、保障の対象外となります。ただし、子宮筋腫や子宮ポリープの切除など、不妊症以外の疾病的治療を目的とした診療行為は、保障の対象となります。

▶▶「引受基準緩和特則」について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) P.08 「引受基準緩和特則」について**をご確認ください。

- 以下の場合は、「介護・認知症・障害一時金特約」「保険料払込免除特約（「介護・認知症・障害保障特則」付）」はお引受けできません。
 - ・今までに、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことがある場合
 - ・今までに、身体障害者手帳の交付を受けたこと、または交付の申請をしたことがある場合
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

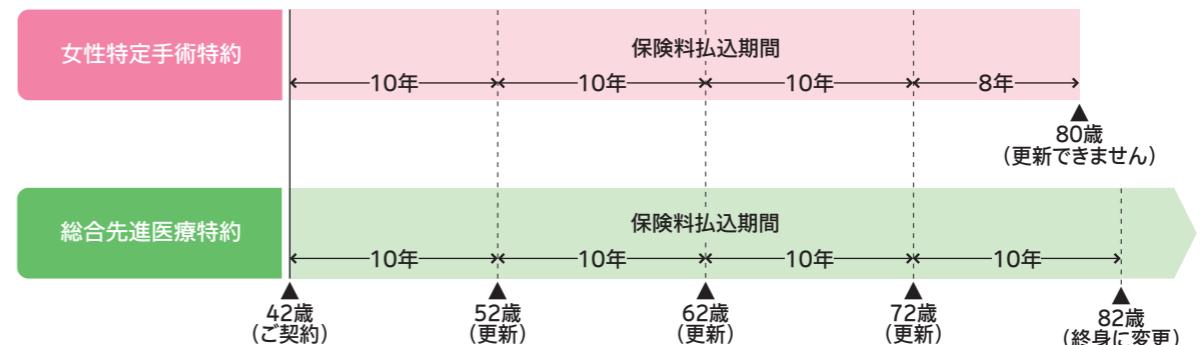
09 特約の更新・継続

以下の特約は、健康状態にかかわらず、**自動的に更新(自動更新)されます**。更新しない場合は、**特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください**。更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、以下の特約を更新した場合、給付金の支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金などを通算して判定します。

▶▶詳しくは **しおり 特約の更新について、しおり 「保険料払込免除特約」について**をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
子ども特定感染症 保障特約〔2025〕	満22歳以下	1年満期	保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。満23歳以上の場合は、更新できません。
女性特定手術特約 〔2025〕	満70歳以下	10年満期	保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。満80歳以上の場合は、更新できません。
	満71歳～満79歳	80歳満期	
総合先進医療特約 〔2025〕	満80歳以下	10年満期	<ul style="list-style-type: none"> ・満81歳～満95歳での更新時に限り、お申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。 ・保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。

〈例〉「女性特定手術特約」「総合先進医療特約」を42歳(女性)でご契約の場合



「ケガの特約」の継続について

- 継続後の特約の保険期間は1年です。
 - 継続しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください**。
 - 継続後の保険料は継続日現在の被保険者の満年齢、保険料率、職業によって決まります。なお、継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用されます。また、給付金の支払限度は、継続前の特約で支払われた給付金などを通算して判定します。
 - つぎのいずれかに該当する場合、特約は継続できません。
 - ・契約後、「職業・職種分類B」に該当する職業に変更されたとき
 - ・継続後の特約保険期間満了日翌日の満年齢が90歳を超えるとき
- ▶▶「ケガの特約」の継続について、詳しくは **しおり 「ケガの特約」について**をご確認ください。
- ▶▶「職業・職種分類B」に該当する職業について、詳しくは **しおり 「ケガの特約」について**をご確認ください。

●相談・照会・苦情について●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、裏面に記載のアフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

▶▶詳しくは **注意喚起情報 P.42** をご確認ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- ご契約に際しては**契約概要**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**ご契約のしおり・約款**を必ずお読みください。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金・保険金などの受取人が、反社会的勢力^{(*)1}に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{(*)2}を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力^{(*)1}に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{(*)2}を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(*)1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*)2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金・保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることをいいます。

02

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**(郵便の場合、8日以内の消印有効)であれば、ご契約のお申込みの撤回^{用語}またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
 - 「責任開始期に関する特約」を付加した場合
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
(第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)
 - 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

スマホは
こちらから

- 当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。
[アフラックホームページ](https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php) <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

●郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の「記入項目」を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ①記入日 | ⑤契約者の住所・電話番号 |
| ②撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥被保険者名 |
| ③契約者の自署・フリガナ | ⑦保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④契約者の生年月日 | ⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申込みの撤回等ができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

「撤回」とは

ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取り下げるこ

03

告知義務

▶参照 しおり お申込にあたって

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることができます。**
- ・当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金・保険金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

- 当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。
- 申込内容のとおりにお引受け ●「特別条件特則」を付加することで条件付でお引受け
 - 「引受基準緩和特則」を付加することで保険料を割増してお引受け
 - 一部保障のみをお断り ●お申込みをお断り

■「引受基準緩和特則」を付加してご加入される場合の留意事項について

- 「引受基準緩和特則」は、健康上の理由(持病・既往症など)で通常の保険にご加入いただけない方のための特則です。引受基準を緩和したことにより、「引受基準緩和特則」を付加しないご契約に比べて保険料が割増されています。
- 被保険者の健康状態について詳細な告知をいただくことで、「引受基準緩和特則」を付加せず、割増されていない保険料でご契約をお引受けできる場合があります。



「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することができるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、給付金・保険金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金・保険金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除**用語の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

「解除」とは

保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させること

04

保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

- 「三大疾病一時金特約」(*1)「保険料払込免除特約」のがん・上皮内新生物の保障開始、「女性特定手術特約」の乳房に関する保障開始には、「責任開始期(日)」までの3か月の**待ち期間**があります。
- 「子ども特定感染症保障特約」の子ども特定感染症の保障開始には、「責任開始期(日)」までの1か月の**待ち期間**があります。

当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

A	3か月の 待ち期間 がある	・「三大疾病一時金特約」(*1)「保険料払込免除特約」のがん・上皮内新生物の保障 ・「女性特定手術特約」の乳房に関する保障
B	1か月の 待ち期間 がある	・「子ども特定感染症保障特約」の子ども特定感染症の保障
C	待ち期間 がない	・上記以外の保障

(*1)「がん・上皮内新生物不担保特則」を付加した場合は、がん・上皮内新生物の保障がないため、**待ち期間**はありません。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始期(日)

Aの保障：「申込みおよび告知がともに完了した日」(*2)から
3か月を経過した日の翌日(*3)

Bの保障：「申込みおよび告知がともに完了した日」(*2)から
1か月を経過した日の翌日(*3)

Cの保障：申込みおよび告知がともに完了した時

(*2) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。
(*3) 「3か月(もしくは1か月)を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月(もしくは1か月)を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

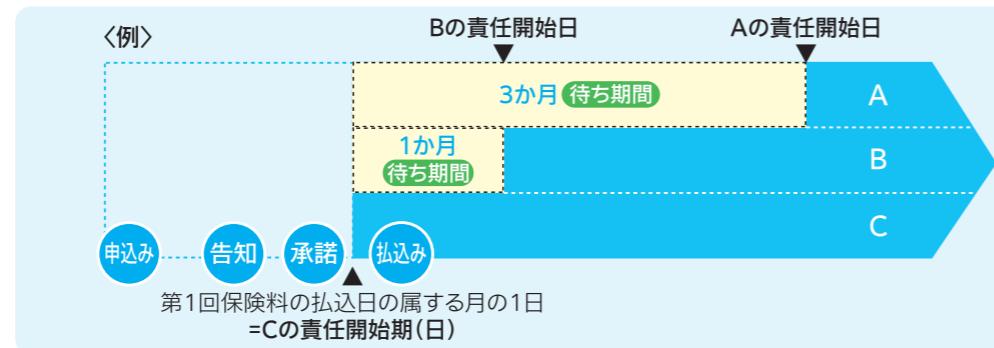


◀前ページからの続き

団体・集団取扱

責任開始期(日)

- Aの保障：「第1回保険料の払込日の属する月の1日」から3か月を経過した日の翌日
 Bの保障：「第1回保険料の払込日の属する月の1日」から1か月を経過した日の翌日
 Cの保障：第1回保険料の払込日の属する月の1日



2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱、団体・集団取扱 共通

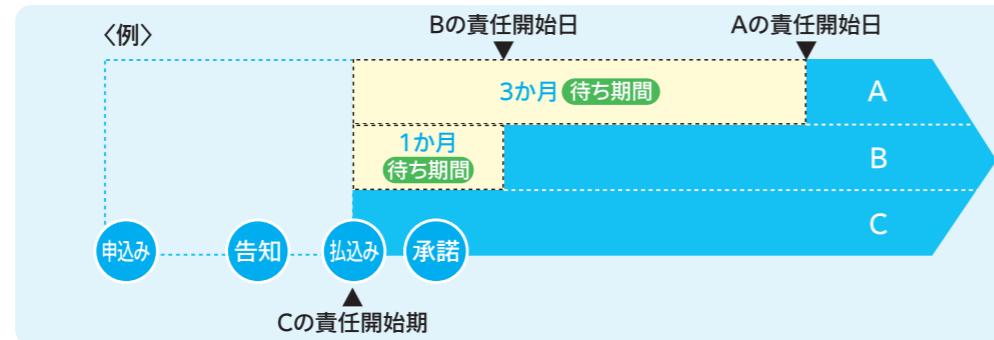
責任開始期(日)

Aの保障：「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日^(*)」から3か月を経過した日の翌日

Bの保障：「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日^(*)」から1か月を経過した日の翌日

Cの保障：告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時^(*)

(*)第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日(時)」となります。



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

05 お支払いできない場合

お支払いできない場合

▶参照 しおり お支払いできない場合について

給付金・保険金などを お支払いできないことがあります。

- 責任開始期(日)より前に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合

※「引受基準緩和特則」を付加した場合は、責任開始期より前に発病した病気であってもお支払いできる場合があります。

▶詳しくは [契約概要 P.08](#) のほか、[しおり「あんしんパレット」の特長としくみについて](#)をご確認ください。

- 告知内容が事実と相違し、[告知義務違反](#)によりご契約が解除された場合

- 保険料のお払込みがなかったため、[ご契約が失効](#) 用語 している場合

- [保険契約に関する詐欺行為](#)によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合

- [給付金・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき](#)や、契約者、被保険者または給付金・保険金などの受取人が、[暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当](#)すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

- [免責事由に該当](#)した場合

〈例〉・「治療給付金特約」「入院特約」「通院特約」「入院一時金特約」「手術・放射線治療給付金特約」「総合先進医療特約」「ケガの特約」の災害通院給付金の場合
 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
 ・「終身特約」の特約死亡保険金の場合
 保障の開始から3年以内の被保険者の自殺

上記以外にも、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。

▶詳しくは [契約概要 P.10~24](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

●「失効」とは

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること
 (保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

06

給付金・保険金などのご請求

▶参照 しおり ご契約後について

給付金・保険金などのご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 給付金・保険金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金・保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合など**についても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。

インターネットの場合

アフラックホームページ

こちらからアクセス

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索

保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。

原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。
請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン スマートフォン	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 通話料 無料

※ご用件の確認および一部のご案内は、自動音声応答サービス（ボイススポット）で対応いたします。

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

●指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合は上記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.10～24** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます（法人契約で受取人が法人の場合を除きます）。

▶詳しく述べる「**指定代理請求特約**」についてをご確認ください。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

+補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。

お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07

ご契約の無効および失効・復活

▶参照 しおり 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です）。

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶詳しく述べる「**保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効**」をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただき、必要な保険料のお払込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

- 復活を承諾した契約の「復活日」は、「未払込保険料の振込日」もしくは「復活承認請求書の告知日」のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活の取扱いはありません。

08

解約と解約払戻金

▶参照 しおり ご契約後について

解約払戻金の有無は
保険種類などによって異なります。

10

ご契約内容の見直し方法

ご契約内容を見直す場合、
以下の見直し方法があります。

09

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって
不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺行為などが適用の対象となります。

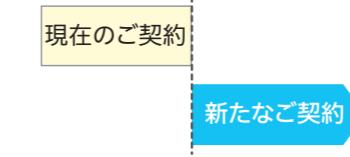
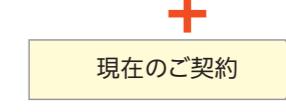
▶詳しくは 03 告知義務 P.34 をご確認ください。

※契約内容の見直し方法には、条件付解約、追加契約などがあります。利用する方法によって取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。



健康状態などによってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

	条件付解約	追加契約
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	<p>保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たご契約にご加入いただく方法です。</p> <p>ご契約は1件になります。</p> 	<p>現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。</p> <p>ご契約は2件になります。</p> 
現在のご契約	消滅します(*)	継続します
保険料	<p>新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。</p> <p>※予定利率が現在のご契約より引下げられ、保険料が引上げられることがあります。</p>	<p>新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。</p>

(*) 新たご契約の責任開始日の前日に解約となります。

また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たご契約に充当はされません)。

- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の健康状態などによっては、ご利用できない場合があります。



現在ご契約の医療保険の種類や内容によっては取扱いできない場合があります。

各医療保険の見直し方法の詳細については、当社ホームページをご確認いただくか、裏面に記載のアラックセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

11

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合  しおり その他生命保険に関するお知らせ

当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額・保険金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額・保険金額などが削減されることがあります。

▶ 詳しくは  「生命保険契約者保護機構」についてをご確認ください。

生命保険契約者保護機構

 03-3286-2820 受付 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00, 13:00～17:00
時間 ※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

12

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料 無料 0120-5555-95 受付 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
時間 [土曜日] 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

- 1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

- 2 ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

01 | 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これに基づいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02 | 医療費助成制度

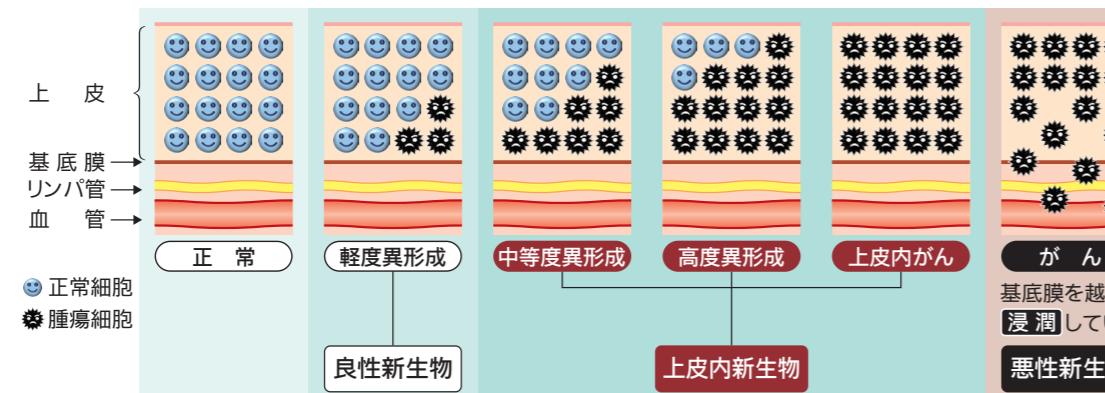
お子さまが医療機関で治療等を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

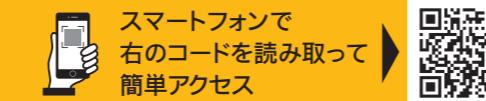
「がん」とは「悪性新生物」のことと、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を越えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。

一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

子宮頸部の場合



「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いについて、動画でもご確認いただけます。



アフラックにおける『がん』『上皮内新生物』は、WHO(世界保健機関)が定める『悪性新生物』『上皮内新生物』の規定に基づきます。

WHOが定める『悪性新生物』『上皮内新生物』の規定は定期的に改訂されており、近年は『上皮内新生物』に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

(2025年10月現在)

上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん(CIS)・高度異形成(CIN3)・中等度異形成(CIN2)・HSIL ^(*1) 、子宮内膜異型増殖症、大腸の粘膜内がん・高度異形成・High-grade adenoma、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、皮膚のボーエン病 など
がんにも上皮内新生物にも含まれないもの	子宮筋腫などの「良性腫瘍」、子宮頸部の軽度異形成(CIN1)・LSIL ^(*2) など

(*1) High-grade Squamous Intraepithelial Lesion

(*2) Low-grade Squamous Intraepithelial Lesion

名称に「がん」という文字がない疾患であっても、がん保障の支払対象となることもあります。詳細は下記ホームページをご確認ください。

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/>



04 ダックの頼れるサービス

サービス内容

日々の健康づくりや治療時の悩み、介護や老後の心配事に対し、その時々で必要なサービスをご提供します。

※サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページをご確認ください。

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/tayoreruservice.html>



サービスに関する注意事項

- ダックの頼れるサービスはアフラックの医療保険のお客様に向けて、アフラックが紹介する提携企業のサービスの総称です。
- ダックの頼れるサービスの内容は、2025年12月22日現在のものであり、将来変更される場合があります。
- ご契約者様が法人の場合、一部のサービスはご利用いただけません。
- サービス提供エリアは各サービス提供会社によって異なります。一部対応エリアが限られる場合があります。
- ダックの頼れるサービスは、無料で利用できるサービスもありますが、アフラックの医療保険に複数ご加入いただいても、無料での提供回数は変わりません。
- ダックの頼れるサービスは、各サービス提供会社とお客様との間の利用規約やその他契約に基づいて提供されます。無料で利用できるサービスを除き、各サービスの利用料金はお客様のご負担となります。